

# 5 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除(税額控除)

この控除を受けるためには「住宅借入金等特別控除申告書」等を勤務先に提出する必要があります。  
なお、最初の年分については確定申告により控除の適用を受ける必要があります。

- 給与所得者など(所得の金額が一定の額を超える人などは除かれます。が、一定の要件を満たす家屋の取得又は増改築等をして平成25年12月31日までの間に自己の居住の用に供した場合において、一定の住宅借入金等を有するときは、一定の期間にわたり所得税額から住宅借入金等特別控除額が控除されます。(住宅を居住の用に供した年が、平成19年又は20年の場合は、確定申告時に控除期間等を①又は②から選択することになります。)
- 住宅借入金等特別控除の控除限度額は、居住の用に供した時期等に応じ、住宅借入金等の年末残高を基として、それぞれ次表の控除率により計算した金額となります。
- 2年目以降、年末調整によってこの控除を受けるためには、「住宅借入金等特別控除申告書」とともに、金融機関等が発行した「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」を勤務先に提出する必要があります。

## ▼平成23年分の所得税に適用される控除率の表

住宅を居住の用に供した日	控除期間	住宅借入金等の年末残高に乗る控除率					各年の控除限度額
		2,000万円以下の部分の金額	2,000万円超2,500万円以下の部分の金額	2,500万円超3,000万円以下の部分の金額	3,000万円超4,000万円以下の部分の金額	4,000万円超5,000万円以下の部分の金額	
平成11年 1月 1日から 平成13年 6月30日まで	1～6年目	1.0%					50万円
	7～11年目	0.75%					37.5万円
	12～15年目	0.5%					25万円
平成14年 1月 1日から 平成16年12月31日まで	10年間	1.0%					50万円
平成17年 1月 1日から 平成17年12月31日まで	1～8年目	1.0%					40万円
	9・10年目	0.5%					20万円
平成18年 1月 1日から 平成18年12月31日まで	1～7年目	1.0%					30万円
	8～10年目	0.5%					15万円
平成19年 1月 1日から 平成19年12月31日まで	① 1～6年目	1.0%					25万円
	① 7～10年目	0.5%					12.5万円
	② 1～10年目	0.6%					15万円
	② 11～15年目	0.4%					10万円
平成20年 1月 1日から 平成20年12月31日まで	① 1～6年目	1.0%					20万円
	① 7～10年目	0.5%					10万円
	② 1～10年目	0.6%					12万円
	② 11～15年目	0.4%					8万円
平成21年 1月 1日から 平成22年12月31日まで	10年間	1.0%					50万円
平成23年 1月 1日から 平成23年12月31日まで	10年間	1.0%					40万円

- 認定長期優良住宅の新築等をして、平成21年6月4日から平成25年12月31日までの間に居住の用に供した場合において、一定の住宅借入金等を有するときは、一般の住宅の取得等の控除(上記表)との選択により、次表の控除率等を適用することができます。

住宅を居住の用に供した日	控除期間	住宅借入金等の年末残高に乗る控除率		各年の控除限度額
		5,000万円以下の部分の金額	5,000万円超の部分の金額	
平成21年 6月 4日から 平成23年12月31日まで	10年間	1.2%		60万円

- 住宅借入金等を利用して自己の居住の用に供する家屋について一定のバリアフリー改修工事又は一定の省エネ改修工事を含む増改築等を行い、平成20年4月1日(一定のバリアフリー改修工事については平成19年4月1日)から平成25年12月31日までの間に自己の居住の用に供した場合で、一定の要件に当てはまるときは、バリアフリー改修工事又は省エネ改修工事に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

## ● 給与所得者と確定申告

- 給与の収入金額が2,000万円を超える人、給与を2か所以上から受けている人、給与所得・退職所得以外の所得金額が20万円を超える人などは、確定申告をしなければなりません。
- 多額の医療費を支払った人や、災害や盗難にあった人などは、確定申告をすることによって源泉徴収された税金が還付される場合があります。
- 給与所得者の特定支出控除の特例は、その年中の特定支出の額の合計額が給与所得控除額を超える場合に、確定申告により、その超える部分の金額を給与所得控除後の給与等の金額から控除できるという制度です。特定支出とは、一定の①通勤費、②転居費、③研修費、④資格取得費、⑤帰宅旅費をいいますが、この特例の適用を受けるには特定支出の金額を証する書類などが必要です。
- ※ 確定申告は、国税電子申告・納税システム(e-Tax)が大変便利です。詳しくはe-Taxホームページ([www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp))をご覧ください。

平成23年版

# 給与所得者と 年末調整



年末調整では、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、保険料控除などの控除が受けられますので、扶養控除等申告書などを提出して、これらの控除を正しく受けてください。

税に関する情報を次のホームページに掲載しています。

国税庁ホームページアドレス ▶ [www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)

税務署

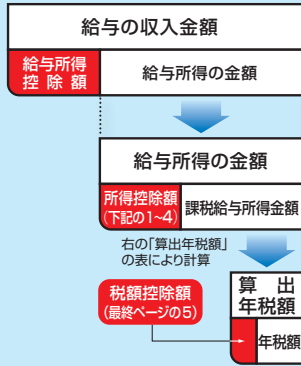


お分かりにならない点などがありましたら、最寄りの税務署に電話にてお尋ねください。(税務署では、自動音声により窓口のご案内をしています。)

この社会あなたの税がいきっている このパンフレットは、平成23年9月1日現在の所得税法等関係法令の規定に基づいて作成しております。

# 年末調整では いろいろな控除が受けられます

## ● 給与所得の所得税計算のしくみ



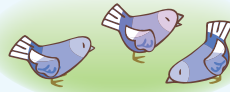
いろいろな控除が差し引かれた上で所得税が計算されます。

給与所得控除額(例)		算出年税額【(A)×(B)-(C)】	
給与の収入金額	給与所得控除額	課税給与所得金額(A)	税率(B)
200万円	78万円	195万円以下の場合	5%
300万円	108万円	330万円以下の場合	10%
400万円	134万円	695万円以下の場合	20%
500万円	154万円	900万円以下の場合	23%
600万円	174万円	1,800万円以下の場合	33%
		1,800万円を超える場合	40%

● 給与所得者の給与の収入金額から給与所得控除額が差し引かれています。この給与所得控除額は、給与所得者の必要経費的な要素を持っています。

● 課税給与所得金額が1,692万円(給与の収入金額が2,000万円)を超える場合は、年末調整の対象なりません。

次の1~4の控除を受けるためには、扶養控除等申告書、配偶者特別控除申告書又は保険料控除申告書を勤務先に提出する必要があります。年末調整の時までに忘れずに提出して下さい。



## 1 配偶者控除と扶養控除

年の途中で異動が生じた場合には「扶養控除等異動申告書」の提出が必要です。

- 配偶者控除や扶養控除の対象となるのは、給与の支払を受ける人(所得者本人)と生計を一にする配偶者や年齢16歳以上の親族(いわゆる里子や養護老人も含まれます。)のうち、合計所得金額が38万円以下の人です。
- 給与所得だけの人は、その年中の給与の収入金額が103万円以下であれば合計所得金額は38万円以下となります。

(注)上記の合計所得金額には、遺族年金などの非課税所得、源泉分離課税が適用される利子、確定申告をしないことを選択した上場株式等の配当などは含まれません。

控除の種類		控除額(所得控除)
配偶者控除	一般の控除対象配偶者	38万円
	老人控除対象配偶者	48万円
扶養控除	一般の控除対象扶養親族	38万円
	特定扶養親族	63万円
	老人扶養親族	48万円
	同居老親等	58万円

- (注)①老人控除対象配偶者とは年齢70歳以上の人(昭和17年1月1日以前に生まれた人)をいいます。  
 ②特定扶養親族とは控除対象扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満の人(昭和64年1月2日から平成5年1月1日までの間に生まれた人)をいいます。  
 ③老人扶養親族とは控除対象扶養親族のうち、年齢70歳以上の人(昭和17年1月1日以前に生まれた人)をいいます。



## 2 障害者等の控除

年の途中で異動が生じた場合には「扶養控除等異動申告書」の提出が必要です。

控除の種類		控除額(所得控除)
障害者控除 (本人 控除対象配偶者 扶養親族)	一般の障害者	27万円
	特別障害者	40万円
	同居特別障害者	75万円
寡婦控除(本人のみ)	一般の寡婦	27万円
	特別の寡婦	35万円
寡夫控除(本人のみ)		27万円
勤労学生控除(本人のみ)		27万円

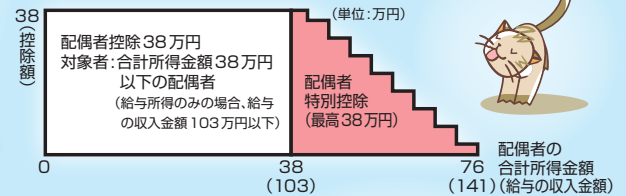
(注)扶養親族とは、所得者と生計を一にする親族(いわゆる里子や養護老人も含まれます。)で、合計所得金額が38万円以下の人をいいます。



## 3 配偶者特別控除

この控除を受けるためには「配偶者特別控除申告書」の提出が必要です。

給与の支払を受ける人(所得者本人)の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が38万円超、76万円未満(所得が給与のみである場合には、給与の収入金額が103万円超141万円未満)の場合にはその金額に応じて最高38万円が控除されます。



## 4 各種の保険料控除

これらの控除を受けるためには「保険料控除申告書」の提出が必要です。

控除の種類	控除額(所得控除)	
社会保険料控除	支払った保険料の全額	
小規模企業共済等掛金控除	支払った掛金の全額	
生命保険料控除	一般の生命保険料	最高5万円
	個人年金保険料	最高5万円
地震保険料控除	地震保険料のみの場合	最高5万円
	旧長期損害保険料のみの場合	最高1万5千円
	両方がある場合	最高5万円

